

西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 30 年度）

平成 31 年 2 月
西宮市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

| 名 称 | 期 間 | 概 要 | 公共施設等の立地 | 実施方針を策定する時期 | 所 管 部 署 |
|-----------------------------|---------------------------|--|----------|---------------------|--|
| 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業 | 契約締結日から 2044 年 3 月(予定) | 中央運動公園及び新中央体育館、新陸上競技場等の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等を行う | 河原町 3 番他 | 平成 31 年 3 月 (予定) | 文化スポーツ部 地域スポーツ課 電 話 0798-35- 3426 |